平成２８年（フ）第４８７号
北九州市八幡西区瀬板１丁目13番２－306号（レオパレス幸Ａ）
債務者　新田亜紀子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４９８号
北九州市小倉南区大字呼野131番地３
債務者　伊藤　茂樹
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏崎　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５８４号
神戸市須磨区白川台６丁目４番地の33　藤マンション11号、従前の住所兵庫県尼崎市田能３丁目７番６－１号
債務者　ＢＥＺＡ　ＳＨＥＭＹ
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　祥平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５号
岡山県津山市林田218番地７
債務者　有宗　博志
1　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第６６号
香川県高松市太田下町2388番地１　レオパレスＶｉｎｇｈｔＳｉｘ104号
債務者　**蓮**井　直道
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３９号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目６番14号
債務者　藤永百合子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３７４０号
大阪市東成区大今里南３丁目11番17号　ヘーベルメゾンｍｉｍａｔｓｕ202号
債務者　小川鋼材こと　小川　裕史
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里井　義昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２号
鹿児島県鹿児島市新照院町24番２号（ドリーム21　603号）
債務者　赤間　由梨
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中崎　舞子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
鹿児島県鹿児島市宮之浦町630番地２
債務者　國生　啓輔
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字寺前南11番地３
債務者　伊藤　紀子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　裕己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０４号
大阪市平野区平野宮町１丁目７番２－153号、前住所大阪府東大阪市御厨３丁目８番27号
債務者　佐藤　卓也
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　良知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３５号
大阪市東成区大今里１丁目31番12号　アクセル今里　206号
債務者　高原俊子こと　髙　　俊子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５８号
北海道北見市西三輪２丁目632番地34、前住所北海道北見市若葉４丁目５番２－41号
債務者　山田　和美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
山形県米沢市中田町1198番地の31　ハイツ米沢201号室
債務者　佐藤　恒美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１０４７号
埼玉県上尾市浅間台３丁目18番地３　沖友マンション２－107
債務者　大場貴久子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５７号
さいたま市大宮区東町１丁目218番地　菊池マンション201
債務者　角田　晴男
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６５号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目17番20号　第22アオイビル202号、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町川端１丁目５番21号　アズベール205号
債務者　横山　健一
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係